



設置後申請です

## 多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等 導入補助金のご案内

多摩市では、創エネルギー・省エネルギー機器を市内の自ら居住する住宅に設置する方に対して、その費用の一部を補助します

### 【募集期間】

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)必着

### 【補助対象となる要件】

- ・令和8年4月1日～令和9年3月31日(申請日)までに設置が完了していること
- ・補助金申請時に多摩市に住民登録があること
- ・補助対象機器を設置した日から6か月以内の申請であること

※その他、複数の交付要件があります。詳しくは公式ホームページをご確認ください。

### 【補助対象機器等及び補助上限金額】

機器等名	補助率	市内事業者利用 補助上限額	市外事業者利用 補助上限額
太陽光発電システム (新築住宅※)	—	1.5万円/kW 上限5kW(7.5万円)	1万円/kW 上限5kW(5万円)
太陽光発電システム (既存住宅)	—	3万円/kW 上限5kW(15万円)	2万円/kW 上限5kW(10万円)
蓄電システム	1/4	6万円	4万円
断熱窓	1/4	6万円	4万円

※本事業における新築住宅とは、新築する住宅において建築と同時に設置する場合を指します。

※先着順のため、予算に達し次第受付を停止させていただきます。

※出張所では申請を受付けておりませんのでご注意ください。

## 【申請の流れ】

### 申請者

#### ①機器設置・申請

- ・本補助金は事後申請になります。
- ・申請書と必要書類を準備して窓口  
オンライン又は郵便にて提出ください。

※申請受付期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 多摩市

#### ②申請受付・書類確認

- ・予算上限になり次第受付終了
- ・先着順のため、予算残額をご確認ください。(令和7年度は2月に終了)
- ・書類に不足等があった場合は担当者より連絡しますので、追加での書類提出等対応をお願いします。

#### ③審査

- ・補助対象要件の確認や納税調査を行います。

#### ④交付(不交付)決定・補助金交付

- ・申請から約1か月後に申請者宛に交付決定通知書を交付します。
- ・交付決定通知書の日の翌日から起算して30日以内に指定の口座へ振込をします。

#### ⑤交付(不交付)決定通知書の受領

- ・決定通知内容をご確認ください。
- ・決定通知の内容に異議申し立て等がある場合は、通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請ができます。

## 【補助金申請に関するよくある質問】

国や都の補助金も申請していますが、市の補助金も申請できますか。

- ・当補助金は申請できます。補助対象経費から国や都の補助金金額を差し引いて申請書に記入していただきます。

【断熱窓】集合住宅に住んでいますが申請できますか。

- ・対象要件を満たしていれば申請できます。(窓ガラスや外窓等、共有部分の改修になる場合がありますので、管理規約等で個人による改修が認められていることをご確認ください。)

【断熱窓】補助対象外経費とはなんですか。

- ・網戸・雨戸等の付属部分、諸経費、設計費、交通費、振込手数料等、窓改修に直接関係しない工事に係る経費についてです。

【断熱窓】1居室すべての窓を改修しなければなりませんか。

- ・1居室すべての窓を改修することが要件となります。ただし、以下のものは補助対象外となるため改修の必要はありません。
- ・①窓と一体となった換気小窓(窓を閉めた状態で換気できる小窓でガラス面積が $0.2\text{m}^2$ 未満のもの)
- ・②天窓、ルーバー窓、窓仕切壁の窓、および断熱化済の窓で熱貫流率が $2.3\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下のもの

【お問合せ・お申込み先】

多摩市役所 環境部 環境政策課

多摩市関戸六丁目12番地1(東庁舎1階)

TEL 042-338-6831(直通) 市公式ホームページ

FAX 042-338-6857



詳しいご案内は、環境政策課の窓口および公式ホームページ内で配布中です。